

平成29年第2回一般質問1日目

○議長 宮城清政君 それでは、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開議（午前10時00分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって4番 大宜見洋文議員、5番 照屋仁士議員を指名します。

日程第2．陳情の取下げ

○議長 宮城清政君 日程第2．陳情の取下げの件を議題とします。休憩します。

休憩（午前10時00分）

再開（午前10時02分）

○議長 宮城清政君 再開します。それでは、陳情の取下げについてですけれども、本件につきましては、本定例会初日に陳情第5号として経済教育常任委員会に付託しておりましたが、陳情者から取り下げたい旨の申出がありました。

お諮りします。陳情第5号の取下げを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって陳情第5号については、取下げを許可することに決定しました。

日程第3．一般質問

○議長 宮城清政君 日程第3．一般質問を行います。それでは、通告書のとおり順次発言を許します。11番 宮城寛淳議員。

〔宮城寛淳議員 登壇〕

○11番 宮城寛淳議員 一般質問を通告書にしたがって行いたいと思います。この就学援助制度について、文部科学省から改正をした通達が皆さんの所にも来ているはずでございます。平成29年3月31日付けで文部科学省初等中等教育局長から各都道府県の教育委員会教育長に宛てています。それで、おおまかに言えば援助を必要とする時期に、すみやかに支給ができるように、中学校だけではなく小学校についても改正をいたしましたと、それで各都道府県におかれましては必要な援助が適切な時期に実施されるよう市町村の教育委

員会に周知していただきますようお願いいたしますという内容で来ています。それを踏まえた上でこの質問です。最初に、就学援助制度における小中学校の新入学児童生徒に対する学用品費、要するに入学のための支度金の支給ができないかどうか1点目です。

それから2点目は、那覇市では今年度、中学校に入学する六年生が3月に受け取ることができるようになっていました。それが本町でも実施できないかであります。

それから3点目に、本町におきまして就学援助を受けている割合はどのようになっているのか。それから、目安となる所得以下であるのに援助を受けていない、要するに対象になっているけれども援助を受けていない方はどれぐらいなのか割合をぜひお聞かせ願いたいと思います。

それから4点目に、保護者に制度のこと、それから申請方法などもれなく伝わっているのかどうかお伺いしたいと思います。

それから5点目に、文部科学省では、新入学児童生徒学用品等の予算価格の見直しが行われています。本町ではその補助額の改正を行う考えはないのかどうかお伺いしたいと思います。

次に、質問事項2です。今年度は特に一括交付金が1億円近くの減額となって、2年の事業を3年に延ばしたり中断したりしていますけれども、町政報告でしたか実効性を担保する経費の確保を念頭に選択と集中による予算編成を行っていくと述べられていました。そういう中で皆さん方から資料として出された29年度当初予算嘱託員の一覧表に予算ベースで増減が出されています。それから、臨時職員も増減が出されていて、これによりますと、嘱託員が28年度と比較して19名減、臨時職員は32名減、合計で51名の減となっているわけです。ですからそのように多くの皆さんが雇止めとなるわけですが、それによる各部署への影響はどうか。もちろん中には選挙があったのでその選挙に係わった臨時職員が辞めたと、そういうものはだいたいわかるのですが、中にはこれまであった人数が同じような事業であるものですからそのへんの影響をお伺いしたい。

2点目に、特に幼稚園の給食支援員が6人からゼロとなっています。それから、幼稚園のヘルパーですけれども、預かりのヘルパーさんが4名から1名と、この一覧表によりますとそうになっています。幼稚園は給食もそのまま続けていくわけですから、では今までが余分な人員だったのかなというような疑問が湧きまして、その点がどうかお聞かせ願いたいと思います。

それから3点目に、国保特会への一般会計からの繰入れを問うということで、これまでもこの国保については平成27年の9月定例会でもだいたい同じような質問をしています。一般会計からの繰入れをなぜしないのかと。繰入れしていないのは、沖縄前期高齢者の交付金が全国に比べて少ない、そのために赤字となっていると、その赤字をはっきりさせるために繰入れをしていないのだと、このことに間違いありませんかと問いましたら間違いありませんと答えています。それから、繰入れしないメリットはなにかと私が質問しましたら、国へ要請している財政支援の有無、都道府県単位化などの状況を踏まえながら判断

しているというようなことでした。しかしながら、その後もいろんなことで質問したりしますと、平成30年から全県統一化した後、赤字分は各市町村でやはり対処しなければいけないと何度か聞きました。もしそうであるのであれば、30年度から赤字対策をするよりも早めに、そう言っても1、2年しかないのですが早めに一般会計から繰り入れて赤字対策をすることも必要ではないかこの(1)で質問をしています。要するに、国保特会は平成26年度より一般会計からの繰入れをやめている。国保会計の赤字は14億円あまりである。平成30年度の全県一つの国保会計となるがそれまでの赤字分は各始祖で対処することになるとこれまで説明がありました。平成30年度から赤字対策するより赤字解消のため今年度より一般会計から繰り入れて赤字を減らす方策をとってはどうかというような質問です。以上です。よろしくをお願いします。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 宮城寛淳議員のご質問にお答えいたします。質問事項1番の就学援助制度についてでございますが、(1)、(2)は関連いたしますので一括して答弁します。新入学児童生徒に対する学用品費については、現在、毎年度8月に支給しております。入学前の支給については、町就学援助事務取扱要綱で、新入学児童生徒学用品費等の給付時期が8月となっており、同要綱の改正や補正予算での対応が必要となります。そういうことで、本町としましても平成30年度の新入学児童・生徒より入学前の新入学児童生徒学用品費等、いわゆる入学支度金でございますがそれを支給できるように検討しております。

(3)でございます。就学援助を受けている方の割合は、平成28年度、小学生が15.6パーセント、中学生が19.9パーセント、小中合計が17.7パーセントでございます。就学援助の申請時に所得情報などの個人情報について本人の同意を得て行っておりますので、申請のない世帯についての所得状況の把握はできないため援助を受けていない割合については算出できません。

(4)でございますが、本町の就学援助制度の周知につきましては、新学期開始時に制度周知のチラシを全児童・生徒に配布しています。また、町広報誌及び町ホームページへの掲載も行っております。今後とも制度の周知につきましては、効果的な方法を調査検討してまいります。

(5)でございます。本町では、文部科学省の就学援助費目区分にない「校納金」や「幼稚園の給食費」についても援助を行っております。新入学児童生徒学用品費等助成額の改正につきましては、今後、調査検討してまいります。

質問事項2. 多数の嘱託職員や臨時職員の雇い止めの影響に関するご質問(2)でございますが、平成28年度より4歳児教育の開始に伴い、幼稚園給食支援に加え新たに加配教諭、預かり保育加配教諭を増員しました。4歳児保育を実施したところ、加配教諭、預かり保育加配教諭で対応が可能でありました。そのため、29年度は、幼稚園給食支援員を配

置せず、加配教諭、預かり保育加配教諭の配置となりました。また、幼稚園ヘルパー預かりについては、予算で午前中のヘルパー9名、ヘルパー預かり1名の合計10名の予算措置であります。現在の配置状況は午前中のヘルパー7名、ヘルパー預かり3名の合計10名の配置となります。幼稚園給食支援員は、新たな新規事業の対応のための配置、ヘルパー配置については該当園児の在籍に対しての対応となることから余分な人員ではございません。以上でございます。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項2点目(1)についてお答えします。ご質問の臨時職員等の減による事務の停滞や各交付金への影響、町民サービスの低下及び時間外勤務の増加につながる影響は現時点ではありません。

質問事項3点目、国保特会への一般会計からの繰入れ(1)についてお答えします。平成28年度の本町一般会計、国保会計の決算状況、8月に県が示す納付金の試算や財政支援の検討状況も確認しながら、引き続き今後の本町国保財政を見極め検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 就学援助金について、入学してから必要になる例えばランドセルとか制服とかいろいろあるのですけれども、入学前に準備してもらったほうが要保護・準要保護の困っている皆さん方でするのでやったほうがいいということでの質問でした。30年度に支給できるよう検討しますということですので、ぜひ支給するようにやって欲しいと思います。

それで要綱の改正、補正予算が必要だということですが、この要綱はすぐに改正できると、今年度中にできると皆さん方はみているわけですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 教育委員会としましては、12月議会までに、早くも9月、12月までに要綱の改正、また補正予算の対応がありますのでそれを要求して、整いましたら早期に実施に向け取り組んでいきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 ぜひ早めに対応をお願いしたいと思います。

それから、本町のそういった援助を受けている小中学生の割合ですけれども、実は昨年6月1日現在で社保協がアンケートを出して全県で答えてもらっているのですけれども、それでは南風原町が小学校16.0で中学校が20. いくらかだったのでもっと時間がたっている状況でそのように減ってきたのかなと思います。各町村を見ますと、20パーセント、24パーセント、30パーセント、那覇市などは小学校が23.9、中学校が30.8とあるのですが、もちろん収入の少ない方が多いからと言えればそれまでなのですけれども、ただ、周知の方法でだいぶ変わってきているとも言われています。例えば西原町でしょうか、ホームページ、広報誌、前年度に認定を受けている者には新たに案内の文書を送るとか、全児童生徒にチラシを配布するとか、教育委員会がホームページに申請して載せるとか、民生委員がその児童の所へ回っていくとかいろいろやっている、要するに周知を徹底するというところを行って、その対象者の皆さん方が気付かなかったところに援助を行っていくということもあるわけです。ですからそういう意味ではその割合をもっともっと増やす、取りこぼしがないよう行わなければいけないのではないかと思います。皆さん方の答弁では、申請がないと分からないから把握できないとのことですが、以前に聞いた話で例えば学校給食費がちょっと滞るとその方には年度の途中ででも行っているとありました。それ以外にそういう方法で、その所得以下なのに申請をしていない皆さん方の把握の仕方考えられませんか。今後どういうふうに行っていくのか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 就学援助の周知につきましては、実際、対象者であるがやっていないという把握はできませんが、これが保育所の保育料、幼稚園の保育料の非課税世帯が小学校、中学校になると就学援助の対象になる世帯でありますので、その世帯を29年度現在で参考にした場合は、保育園・幼稚園で非課税世帯の率が17.7パーセントです。29年度の就学援助の申請者が19.6パーセントということで、幼稚園・保育園対象者世帯の率よりも就学援助の申請者の率が高いことから、本町内においては就学援助の周知はできていると認識しております。また、先ほども議員さんからありましたように、給食費の滞納世帯についてもあらゆる機会をとおして同制度の周知は図っているところであります。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 せっかくこういった制度はあるわけですから、それを困っている皆さん方にはぜひ支給をして欲しいと思います。それから、制度の費用ですけれども、文科省で費用の改定、特に説明によるとランドセルなのか、色付きセルとなっていてこれまでより限度が倍になっているのです。国が半分負担ですよ。限度は大きくなったのに、南風原町の額が以前のままだとその分しかもらえないわけですね。これまでの分で足

りているのかどうか、そこも考えるべきではないのかと思います。国がせっかく限度額を上げたわけですから、南風原町にも検討してもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 文科省の要保護支援の入学支度金改定については、要保護児童生徒に対するものでありまして、要保護の場合には生活保護で教育扶助を受けていない世帯が対象となります。南風原町におきましては、要保護世帯の対象者は教育扶助を受けていることから、この改定にあった額についての援助は対象となりません。南風原町の要保護世帯の現在対象の世帯に対しては、修学旅行費・医療費が対象となりますが、この2つの項目について南風原町では実費支給となっていることから、今回の文科省の改定について影響は出てこないこととなります。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 今度のこの点は、新入学児童生徒学用品費の改定なのだけれども、南風原町は別の教育支援を行っていると言ったのですか。もちろんこれは要保護のほうですけれども、その部分で南風原町は当たらない。すみませんがもう一度答弁してもらえませんか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 本町の要保護児童生徒につきましては、生活保護の保護費で需給、援助を受けているということですから、これは対象費目に当たりません。この就学援助の要保護の新入学児童援助費を受けるには、生活保護費で教育扶助を受けていない世帯が対象になります。南風原町では生活保護を受けている世帯は教育保護も受けていることから、この入学支度金については対象とならないということになります。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 要するに生活保護の中で生活扶助を受けていない方が対象だと、南風原町ではそれをやっている所以对象にならない。つまり、今度の改正では南風原町の入学前の学用品費には当たらないということですね。分かりました。その点は終わりたいと思います。

2点目に移りたいと思います。臨時職員の大量雇い止めの件ですけれども、(1)については町民サービスへの低下、時間外勤務の増加など影響はありませんとありますが、実際に4月からですから4、5、6とまだ3カ月やっていないのでどうなのかと思います。1つ、民生部でレセ点検がありましたよね。あれが3名だったのが2名になったのか、4名から3名になったのかな。チェックするレセの量というのはそんなに変わらない、余計に多くなると思うのですけれども、その人数を減らしたと、例えば八重瀬町もそれだけでやっているからと説明がありました。例えばああいうものとか実際に影響ないのか、全く影響はないのか。あの時の説明では時間を長くするとおっしゃったのか、違いましたでしょうか。就業時間と言うかそのチェックをする時間とか。人数を八重瀬町並みに減らしたということでしたっけ。その人数を減らしての影響は全く出ていないのでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。同規模の保険者、八重瀬町あるいは西原町と比較して、同人数程度にということで4人から3人にしたということでございます。もちろんレセプトの件数自体はそんなに変わらないわけですから、4人でやっていたものが3人にということではありますが現在のところ定時で帰れておりますし、レセ点検を確認してもそんなに影響は出ていない。現時点ではそのような状況です。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 ぜひ職員アンケートを取って欲しいと思うのですけれども、なかなか表に出てこないところも実はあるのではないかと。これだけ人数が減らされると普通は影響が出て、数字だけ見てですよ。もちろん事業がないのもあるわけですから、それは抜きにしても、嘱託・臨時51名が減となれば何らかの影響があってもおかしくないというのが普通じゃないのか。まだ3カ月ですので、もう少し様子を見て、なるべくだったら職員アンケートでもとって調べてみたほうが、影響ははっきりと出てくるのではないかと思います。やるかやらないかは皆さん方ですので、私からやれとは言いません。ぜひそういうこともやって欲しいと思います。その点はこれで終わりたいと思いますが、あとは特に教育委員会のところで給食支援員は加配教諭、それから預かり保育の加配教諭でカバーできたということですよ。要するに問題ないということですね。

それから、ヘルパーですけれども、皆さん方の資料によると幼稚園ヘルパー預かりは4名から1名と3名減になっています。もちろん幼稚園ヘルパーは合計で10名となっているのですけれども、午前中のヘルパー7名、預かり3名の計10名というのはどういうことなのか。この表には出てこないような。それともこの9名というのを別々に午前と午後に分けてということなのか。要するに人数は変わらないということになるのですか。28年度は

幼稚園ヘルパーというのが9名、それから預かりで4名の13名なのですね。13名が10名になっているわけですから、これではいかにも同じような感じに見えるのですけれども、それとも下に書いてある園児の在籍に対する対応とありますので13名から10名に3名減らしでもいいぐらいの園児の減と言うのかそういうことがあったのかその点をお聞かせください。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 ただいまの件につきましては、教育長からの答弁にありましたとおり、ヘルパーは対象園児に対して対応していることから、ヘルパー配置の児童が前年度よりは少なかったと、少ない人数で対応できるということでの減となっております。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 3名も減らすという、要するに各幼稚園1人ずつなのか1カ所なのかよく分かりませんが、そんなに子どもたちの減があったということなのですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 この特別支援の支援員配置につきましては、園とわれわれ教育委員会と連携をとりまして必要な園児に対しては必要な人員を配置しております。仮に1人の支援員で複数をみる場合や1対1の対応の場合もありますが、今回についてはただの人員削減ではなく園からの要望について適切な人数の配置、必要な人数の配置は行っていると理解していただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 園からの要望で必要な人数とのことですが、皆さん方のほうから園に例えば今度予算が大変だということで減らすことができるところはないのかと、そういう指示はなかったのですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 幼稚園の職員体制につきましては、予算では要求どおり満額認めてもらっております。そのためにこちらから要求したとおりの満額配置となっております。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 今度のこの嘱託員・臨時職員の大幅な減というのは、最初に施政方針でも皆さん方は述べているように選択と集中でしたか、そういうような言い方で予算の関係があるのでぜひ切り詰められるところは切り詰めるというような指示があったかに見受けられます。要するに、そうでないとこの予算が組めないということ。ですから僕はそういうところもなかったのかという感じが今でもしていますけれども、幼稚園ではそうではないと、満額もらっているということなのでそれはそれで終わります。ただ、確かに事業の中断とかいろいろあって人数が減っている、必要なくなった選挙などもはっきり分かるところ含めての51名ですが、事業に本当に必要なかったのか心配しているところ。次に移ります。

県は8月にしか統一に向けての全体像は見えないということなのかな。8月に示す納付金の試算云々ありますけれども、今後どういうふうにするかは8月にしか出ない。それと前期高齢者の交付金が沖縄はどうしても全国に比べて低いことも増額するように求めているという話を聞いていますけれども、それがはっきりしないと、またこれまで一般会計からの繰入れを医療費の何パーセントと決めて行ってきたものをやらないと。29年度、30年度にきっちり県の統一になるかどうか、30年度からとは言っていますがやらないということです。沖縄県では繰入れなしが今のところ南風原町と粟国村と北大東、竹富町と社保協の資料ではそうなっています。それからアンケートに答えていない所が6町ありますので、少なくとも31市町村は繰入れを行っています。資料は16年6月1日現在の資料です。31市町村はこういうふうに繰入れを行っている。そういうところから見ますと、赤字分若しくは前期高齢者が全国に比べて割合が低いことの補てんが国からなされるという時、この赤字分しか補てんされないとかそういうふうになるのですか。皆さん方はそういうふうに踏まえているのかな。赤字は全部積み立てておかないと、この分を財政支援はしてもらえない。だから赤字を減らすことをしないで全部を大きく見せるということなのか。皆さん方はそういうふうにお思いなのですか。赤字は減らさないでおくということは、それだけ全部補てんしてもらえないのではないか、もらえるかも知れないのか。皆さん方はどういうふうにお考えですか。これが出ないと今後の国保会計の在り方について、国や県が示さないとならぬ感じがするのですが、では皆さん方はどういうふうにお思いなのかお聞かせ願えません。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。累積で積み上がった赤字の分に対して、国からの財政支援というふうには考えておりません。毎年度の国保会計において、国が今後どの

ようなかたちで沖縄の前期高齢者制度による影響に対して支援してもらえるか。そういった部分はその各年度での国保会計の運営に影響してきます。そういった部分も見極めながら、そして先ほど副町長の答弁でありました県が8月に示す納付金とは単一化に向けての県スケジュールの中では8月となっております。納付金の試算が8月に示されると、そして先ほどの答弁での財政支援の検討状況というのは、4月末に沖縄振興拡大会議がございまして、町長より県に対して30年度からは県も国保財政運営の責任主体となる、保険者となるわけですから、そういった意味で県の財政支援を要請したということございまして、先ほどの答弁の財政支援を見極めるといふ部分は県の財政支援、県の検討状況はどうかという部分も確認しながらということでございます。29年度までに積み上がった今年度のみで積み上がった赤字額というのは、それぞれの保険者・市町村が解決していかねばいけぬものですので、30年度以降とかあるいは場合によっては今年度どうなるか今後の決算状況を見極めながら独自で解決していかねばいけませんので、ただこれは累積赤字が14億近く積み上がっていますので一気に無理ですから、それを何年計画でやっていくかといった部分も考えていかねばいけません。28年度の決算の状況、そして県が示す納付金の状況、そういったものを見極めていき今後何年でどのようにしてこの累積赤字を解消していくか、そういうふうにも今後予定しているということでございます。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 今、部長がおっしゃったように、累積赤字は各市町村で対処しなければいけないということですよ。その累積赤字に対して前期高齢者のこれまでの足りない分を国に要請しているけれども、この分は入るわけではないと、でもその赤字の原因はこの前期高齢者交付金が全国に比べての割合減が大きな要因だと分かっているのですがその分で埋めるわけではない。30年度以降、各市町村でこれまでの累積赤字は解消しなければいけない。僕が27年度に質問したのはそこだったのです。どうせ30年度あとにやっていかねばいけぬわけですから、普段から一般会計で入れておけば、要するに借金の返済が長くなればなるほど少なくて済むわけですよ。ですから、早めにやっておいたほうが返済はいいのではないかというような質問なのです。他の部分のところは県の納付金がいくらになるとか、県の30年度から一般会計繰入れとか財政支援とかいろいろ要請しているみたいですがそのへんの話はまた国保の在り方の問題が出てくるのであって、この累積赤字に対する支援のものではないのであれば早めに一般会計から繰り入れて少しでも赤字を補てんしていくというのがよろしいのではないですか。どうでしょうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。全体的な財政運営の考え方でございますので、自治体によってはその各年度で一般会計から繰り出しているという所もございます。本町もこれまでずっとそういうような、5パーセント程度は一般会計から拠出していた時もございます。ただし、先ほどからあるように国保の前期高齢者という交付金の制度がございまして、そのころから激変してきたのも事実です。その制度ができた2年後から、本町はそういったことで赤字はしっかりと見せると言うか明確にしたいということで今やっているような補てんせずの予算編成、その方針でこれまで議会にも説明してきました。やはりこの国保だけを切り取ってみるのではなくて、全体的な財政というので一般会計がどれぐらい必要か、一般財源が必要かも考慮しないとイケませんので、先ほど民生部長からもありました29年度についても当初予算は過去の組み方と同じように累積赤字としてそのまま一般会計から繰り入れせずに予算編成はしてきております。30年度から県も新たな国保の主体者となって運営が始まるわけでございますので、そのへんで県からいかほどの支援があるのか、新たなシステムが始まりますのでそれも見極めながら、今ある累積された赤字の部分は何年で返すのかどのようなパターンで返していくのか、これは今年度で新たな財政計画も策定しますのでそのへんも検討課題になると思います。以上です。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 総務部長のおっしゃる財政は国保だけではないので、他のところにもお金を使わなければいけない、それはよく分かりますけれども、少なくとも累積赤字は解消しなければいけないわけですから、そうであれば早めに返していたほうがずっといいと思います。後年に赤字を回しているということになっているわけですよ。これまで26、27、28、29年の4年であれば2,500万円ぐらいだったら1億になるわけですからね。そういうような感じでやるべきだったと僕は思います。その点では一般会計の財政が厳しいことは分かりますけれども、しかし、その部分は回していても良かったのではないかと思います。基金がいくらでしたっけ。前の質問では15億ぐらいあるとかおっしゃっていたので、その一部が減るぐらいですからできたと思います。以上。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時51分）

再開（午前11時01分）

○議長 宮城清政君 再開します。それでは、通告書のとおり順次発言を許します。9番 赤嶺雅和議員。

[赤嶺雅和議員 登壇]

○9番 赤嶺雅和君 二番手に質問したいと思います。1. 上水道料金について伺います。

(1) 基本使用料金はいくらか。

(2) 本町内において75歳以上の独居老人世帯は何世帯あるか。

(3) 独居老人世帯では使用量は少ない傾向があるが基本使用料金を負担している。基本使用料を下げるよう要請することはできないか。町長はどう思いますか。以上、お願いします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項1点目の上水道料金について(1)にお答えします。一般用専用の水道料金は、基本料金が0から8立方メートルまで税抜きで1,068円になっています。

(2)についてお答えします。平成28年10月1日時点で546世帯です。

(3)についてお答えします。水道料金は、町民の要求する給水需要が質量ともに充足できるように定められており、その中でも基本料金は水使用の有無に拘らず使用者全員が最低限負担する料金であることから、基本料金を下げる要請をすることは考えておりません。以上です。

○議長 宮城清政君 9番 赤嶺雅和議員。

○9番 赤嶺雅和君 ありがとうございます。基本料金は、0から8立方で税抜き1,068円だと答弁いただきましたが、高齢者にとっては1,068円だろうと生活する上では電話料金、電気料、ガス、車の維持費あるいは冠婚葬祭等、社会生活を営む上ではいろんな出費があります。そこで、区民から、3から5立方ほどしか使わないのになんで基本料金を払わなければいけないのかという要請がありました。高齢者は特に年金生活者が多く、国民年金の最低額で生活はかなり厳しい状況にあるのではないかと思います。そこを考慮して基本料金を8立方ではなく3から5立方ぐらいが妥当ではないかと思います。そのへんを町長にお伺いします。町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 先ほどこの件については副町長からお答えがありましたが、雅和議員も南部水道の議員でありますのでむしろ町でこの質問をなさるより南部水道議会でその状況を説明なされたほうが現状のお答えをすることができようかと思います。ぜひそのようをお願いしたい。また私たち独居老人も546世帯とありましたが、家庭において館は1つで別居なさっている方も中にはいます。546というのは多過ぎると思っておりましたの

で中身を見ますと子と親が別に住んでいるものも独居世帯だとされておりますが生活は1つにされています。そういう状況も鑑みますと、私たち8立方まで1,068円というのは離島の皆さん方からするとそんなに高いものではないということです。北大東、南大東においては、8立方までは4,000円ぐらいの単価だったと思います。これを考えましたら、私たちむしろ公平に皆、また沖縄県においても南部水道の水道料金は高いほうではないとみておりますので、そういう意味で妥当だと思っております。こちらでお伺いするより、直接、南部水道議会議員の立場で質疑をなされたほうが大事ではないかと思っております。

○議長 宮城清政君 9番 赤嶺雅和議員。

○9番 赤嶺雅和君 町長、ありがとうございます。私も今回、上水道の件で一般質問をしようという時、南部水道議会もあったなと思いましたが、南部水道は20日締め切りで間に合わなかったものですから本議会の一般質問をいたしました。南部水道は、八重瀬町と本町の2町で構成して両町の町長が理事を務めておりますのでこれはぜひ町長のお考えを聞いてみたいと質問しました。では、質問2に移ります。

独居老人は、546世帯とのことですけれども、確かに南風原町は3万7,000程度の人口からすると高齢者が多いと感じました。その中でも基本料金をかなり高齢者が負担していることも多いとも感じています。そういう意味では、基本料金をもう少し下げる方向でいってもいいのではないかと感じました。そこでそういう質問をしてみました。町長からは南北大東に比べたら南部水道は安いほうだと、確かに安いほうですけれども、高齢者からすると収入が少ないものですから負担を感じているという話を聞き、大変だなと感じています。

質問(3)にありますように、水道料金は町民の要求する給水需要が質量ともに充足できるよう定められており、この中でも基本料金は水使用の有無に拘らず使用者全員が最低限負担する料金であることから、基本料金を下げる要請をすることは考えておりませんと答弁をいただいております。水道料金は、町民全体で最低限負担する料金だとありますが、それにしても高齢者の収入を考えますとそういうことで簡単に済ませるわけにはいかないような気がして質問いたしました。特に年金受給者からすると、生活する上では字費、電気料金、ガス料金あるいは車の維持費、冠婚葬祭の費用等を考えますととてもじゃないけれども年金では足りないのではないかと感じましてこの質問をしました。町長は、南部水道議会でこれを提案してはどうかという答弁でしたけれども、町長のお考えをもう一度お願いできますか。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 先ほど申し上げましたように、南部水道の料金というのは県下でも平均的安いほうだと聞いております。その中において高額利用する所、他市町村との違いも聞いております。今、南部水道のやり方が一番、基本料金としても適正ではないかと理解しておりますので、また雅和さんも議員でありますのでぜひ向こうの議員の皆さん方との論議を深めてはどうでしょうか。南部水道議会も近々臨時会があると聞いておりますので、その中でその他の事項でもよろしいですから基本料金が高いと思うがどうかと、また同僚議員の皆さん方と情報を共有することも大事ではないかと思えます。議員の皆さん方の状況を見て私たちも判断をしてみたいと思っておりますので、近々あります臨時議会の中においてお言葉を出してもらえればありがたいと思っております。

○議長 宮城清政君 9番 赤嶺雅和議員。

○9番 赤嶺雅和君 最後に、民生部長に伺います。独居老人世帯は546世帯だと答弁をいただいておりますが、この点はどうなりますか。多いか少ないか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 この数字を確認した時点では75歳以上ということですから、多いなという実感はございました。実際、施設に入居している方の分は引いている人数ですので、これだけ高齢化が進んでいるのだという実感はあります。そういう中ですので、その546世帯、独居ですから546人の皆さんが支援の必要があるかと言えばそれはまた違うと思います。支援については社協と連携をして各地域、校区ごとにコミュニティソーシャルワーカーも配置し地域に出向いて支援が必要な方々の支援につなげるよう取組をしておりますので、今後もそういった高齢者福祉の部分にしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 9番 赤嶺雅和議員。

○9番 赤嶺雅和君 ありがとうございます。546世帯、75歳以上で施設に入られている方は除いているとおっしゃっておりますけれども、確かに546世帯は多いような気がいたします。本町は若い町村だと言われている中でこれだけ高齢化が進んでいるということを肝に銘じて、今後とも老人福祉の面では更になんばっていただきたいと思っております。以上で終わります。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時17分）

再開（午前11時18分）

○議長 宮城清政君 再開します。それでは、通告書のとおり順次発言を許します。3番大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 3番議員大城 勝です。大きく4つの質問をします。質問1. サトウキビ収穫の機械化について。(1) 南風原町の過去5年間のサトウキビ原料生産量、生産農家戸数の推移はどうか。(2) サトウキビ生産は、沖縄県農業の基幹産業としての位置付けにも拘らず、ほとんどの農家が収穫は重労働で若者は農業離れが進み作業従事者の高齢化現象もみられてキビ作離れが進んでいる。この難局を打開するには、刈り取り作業の完全機械化しかなく、まさにサトウキビ収穫機械ハーベスターの導入は時宜を得ていると思います。町行政は、サトウキビ収穫の機械化にどのような見解を持っているのかお伺いします。(3) サトウキビ収穫機械利用経費補助金などの農家に対する支援策を問う。

質問2. 町道67号線の交通安全対策について。(1) 町道67号線と空港自動車道の桁下部分で交わる交差点があります。この交差点一帯は、道路沿いへ雑草が繁茂し、交差点を通過する運転手の視界を妨げています。交通安全上非常に危険であり、雑草除去の対応がとれないか。(2) 当該交差点の道路視界改善のために、カーブミラーなどの設置をして交通安全対策が施せないか。(3) 当該交差点内に駐車する車が多く見受けられます。交差点内を通過する車両にとっては危険度が高い。関係機関と連携して、交通安全の観点からの対処ができないか。

質問3. 町立図書館の利用について。各地の図書館で図書類のページが切り取られる被害が相次いでいる。本町図書館の被害状況はどうか。(2) 図書館内の図書類は、町民の財産でありそれを大切にしないのは道徳心の欠如であるばかりでなく言い訳の効かない犯罪であります。図書館の利用マナーも含め、今一度利用者に注意喚起を促す策を講じてもよいと考えるがどのような認識か。(3) 本町図書館には図書館ボランティア制度はあるか。なければ設置を検討してみてもどうか。

質問4. 陸上競技場の芝生利用について。(1) 黄金森公園陸上競技場の芝生は、名古屋グランパスのサッカーチームのためにあるかの印象を持っている町民もいると聞かすが、町行政はどのように認識しているか。以上、質問します。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項1点目のサトウキビ収穫の機械化について(1)にお答えします。本町の過去5年間のサトウキビ原料生産量については、平成25年が3,820トン、26年4,370トン、27年3,881トン、28年4,420トン、29年4,360トンとなっています。農家戸数は、25年が227戸、26年210戸、27年224戸、28年213戸、29年201戸。5年前と現在を比較すると生産量は540トンの増産で農家戸数は76戸減少しています。

(2) についてお答えします。町としても生産農家の高齢化の状況や農家の収穫作業における労働力の負担軽減を図るための支援対策として、平成25年度補助事業によりハーベスター1台をJA南風原支店へ導入しており、今後もサトウキビ収穫の機械化を継続してまいります。

(3) についてお答えします。本町ではサトウキビ収穫機械利用農家に対する支援策として、ハーベスター利用農家が負担する使用料を対象にトン当たり500円の補助を行っております。

質問事項2点目の町道67号線交通安全対策について(1)にお答えします。那覇空港自動車道側道の管理は、沖縄県の管轄となっています。県南部土木事務所に要請をしたところ、6月中旬から月末までの間に除草作業を行うという返事をいただいております。

(2) についてお答えします。カーブミラーの設置は、自治会からの申請により町で行っております。設置箇所の道路管理者は沖縄県であり、県及び自治会と調整をしながら進めてまいります。

(3) についてお答えします。当該現場は日陰であるため、休憩と思われる駐車があることをたびたび確認しております。対応策としては、駐車禁止の看板設置や警察による見回りを要請してまいります。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 質問事項3. 町立図書館の利用についてご質問にお答えいたします。(1)の本町町立図書館で図書類のページが切り取られる被害につきましては、現段階でそういった被害はございません。

(2) でございます。図書館マナーの注意喚起の掲示をしております、マナーを守らない利用者には口頭で注意をしております。

(3) でございますが、現在は導入しておりませんが、第1、第3木曜日に実施している赤ちゃんタイムの時に絵本読み聞かせボランティア等を予定しております。なお、今年度に10名分のボランティア保険料の予算を計上しております。

質問事項4. 陸上競技場の芝生利用に関するご質問にお答えいたします。(1) でございますが、黄金森公園陸上競技場及び野球場の芝生は、一括交付金を活用し黄金森公園活性化事業としてプロサッカーチームの春季キャンプや県内外のスポーツ合宿等を誘致する目的で陸上競技場、野球場の施設整備を行っております。また、プロサッカーチームや合宿以外でも整備された芝生で町あるいはまた各字老人会などのグランドゴルフ大会や町体協及び小中学生のサッカー・野球大会、陸上競技大会等で多くの町民が利用し喜ばれております。このように、黄金森公園陸上競技場、野球場の芝生は、プロサッカーチームだけでなく町民の皆さまにも利用していただくことが一番重要だと考えております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 ご答弁どうもありがとうございました。それでは、再質問を交えて私の考えを述べさせていただきたいと思います。サトウキビ収穫の機械化についてですが、新聞報道によりますと平成28年度のサトウキビ原料の沖縄県全体の生産量は、前年期の25パーセント増の90万トン台だと報じています。それでもサトウキビ生産量が多かった昭和40年ごろ、今から50年前でしょうか、それから大きく減少し、毎年減少傾向にあるとのことです。先ほど答弁いただきましたけれども、答弁をいただく前に、私なりに平成27年度の『統計はえばる』第12号のデータを調べてみました。ご答弁の内容もデータ情報は『統計はえばる』だと考えます。その統計によりますと、南風原町のサトウキビ生産量は、平成22年の4,935トンと100としますと、5年後の平成27年には3,881トンとなり、5年間で約22パーセントも減少しているのが読み取れます。キビ作農家としての厳密な意味での生産農家戸数は、この『統計はえばる』からは読み取れませんが、専業農家数の年次比較の数値から見ますと、確かにキビ生産量の年次減少率と同様に農家数も減少しているのが分かります。次は、衰退するキビ産業を復活させるためには、サトウキビ収穫機械の導入についてどのような見解をお持ちかということですが、世の中が機械化する中において、農業形態も大きく変容していっていると思われる時代に、昔のような全て手作業でのやり方では到底キビ産業としては成り立ちません。農業に従事する者も高齢化していている現状では、機械化は必然的と考えます。答弁も同じ内容をいただき、ありがとうございました。次の質問にいきます。

南風原区域で稼働しているハーベスター機械は、先ほどの答弁で1台とありました。そこでお伺いします。町行政は、サトウキビ収穫機械のハーベスター導入を増やす方向で支援策を打ち出せるのか。改めて伺いたいと思います。

○議長 宮城清政君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城郡浩君 今回のハーベスターの実績ですけれども、実際、ハーベスターの導入機については1台ですが、応援というかたちで周りからハーベスターは稼働させていただいております。それでこのハーベスターの今後の導入なのですけれども、われわれ行政としましては応援体制を使ってということで実質的には足りていない認識がございます。しかし、導入についてはサトウキビ組合と話をしまして、どういうかたちでその維持、管理、それから生産量の増加を図っていくかを検討した上で検討させていただきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 どうもありがとうございました。次に移ります。

平成28年度のサトウキビ収穫機械利用経費補助金とあるのですが、その補助金の活用実績が集計されておれば、補助金額と農家戸数を教えていただけますか。

○議長 宮城清政君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城郡浩君 26年度実績が約30万8,000円です。27・28年期の実績が48万5,300円。28・29年度の実績が49万7,600円ということです。戸数が把握できていません。どうもすみません。

○議長 宮城清政君 3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 48万、49万台ですね。平成29年度予算においては、サトウキビ収穫機械利用経費補助金としていくら計上されていますか。

○議長 宮城清政君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城郡浩君 予算につきましては、59万程度を想定しているのですが、実績とOCR調査とを調整しながら、その予算については確定値を見るのではなくて実際の実績に合わせて修正するようなかたちを取っていますので、おおよそ50万程度というのが最終的な結果になるのかと考えております。

○議長 宮城清政君 3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 50万程度ですか。耕作放棄地や遊休地の解消に、今年から新設された農地利用最適化推進委員の皆さんの働きによっては、サトウキビの農地面積の増加にもつながると私は思っております。ハーベスター活用も増加すると予想されます。このように、ハーベスターの機械化活用増加が見込まれる中で、補助額予算にも見直しが必要と思われるのですが、先ほど50万と言っていましたかどうか。

○議長 宮城清政君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城郡浩君 現実的な予算につきましては、最終的なOCRと作付け状況を見ながら調整させていただいております。われわれも55万程度を目標としているのですけれども、先ほどの中間管理機構を含めた遊休地解消につきましては、必ずしも全部サ

トウキビに回るということではなくていろいろな季節野菜も含めての遊休地扱いになっています。ですから、極端にその働きによってサトウキビが増産されるということは考え難いとは思っているのですが、ただ、ゆがふ製糖さん、それからサトウキビ協議会含めてのそのへんについての事業がありまして、別枠でそういう事業も実施しています。南風原町内については、サトウキビ農家に直接つながる遊休地というかたちは少なく、組合は地区外にサトウキビの生産が多いという実績がございます。先ほどおっしゃられていた農業委員会の組織としては地区内での作業となりますので、実績として遊休地はサトウキビのほうに回らないのではないかと考えています。地区内での云々はそれ以外として、増産としてはキビ組合と十分に話し合いをして対策は練っていきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 では、どう変化しても50万、60万の域というわけですよ。どうもありがとうございました。私自身が去年から今年ですがサトウキビ生産に加わり、ハーベスター機械の導入を実際にやってみました。農家の労働負担が大幅に軽減され、キビ作農家を楽にできると実感できました。私も高齢者の一人なのですが、これなら高齢者でもやる気が出ると思うのですよね。町行政は、キビ作農家を元気づけるためにも、また元気な高齢者のためにもハーベスターをもっと導入して、キビ作農業を活性化して欲しいと思いますが、今一度ご答弁をいただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城郡浩君 サトウキビ組合、津嘉山支店、それから南風原支店の両方から導入についてはございます。実際の機械導入と手刈り応援隊の割合を見ますと、機械は25パーセント程度で、町内はかなり小さい区画が多いことから大型の機械ではなかなか難しいということで、効率性の問題もあるようです。われわれとしては組合ときちっと話し合いをしまして、どういった機械だと増産、それからお手伝いになるかも踏まえて検討しながら増産のお手伝いをしていきたいと考えております。以上です。

○議長 宮城清政君 3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 どうもありがとうございました。ぜひそうしてください。

質問事項2. 交差点での交通安全対策についてですが、この交差点はJA南風原支店への農家の人たちが頻りに利用する交差点であります。また、周辺地域の生活道路の役割も果たし通過車両も多いです。交差点を通過する車は、毎回、危険を感じながらの運転でもあるのです。1日も早い対策が必要であると考えますが、先ほどの答弁によりますとす

で関係機関へ連絡し早期の対応をしていただけるということでもあります。どうもありがとうございました。

次は図書館の利用についてであります。日本図書館協会によりますと、各地の図書館で小中学校や高校の歴史をまとめた学校史や記念誌からクラスの集合写真や学校行事などの写真が切り取られたり破られたりする被害が相次いでいるとのことでもあります。本町の図書館では幸いにもそのような被害報告はないとのことでした。これからもそうあって欲しいと思います。次に行きます。

最近、他の自治体の図書館では、その利用マナーの低下が深刻な問題となっていると聞きます。閲覧席の独占をしたり、居眠り、図書の破損、館内での飲食など、係員に注意されれば逆切れという利用者が増えていると聞きます。本町の図書館ではそんな際立った事例はないと考えたいが、いずれにせよ利用者への注意喚起は必要だと考えます。文書によるか音声によるかいろいろやり方はあると思うのですが、答弁も同じ内容ではありませんでした。どうもありがとうございました。

次は、図書館ボランティアについてですが、答弁では現在は導入していないということでした。ボランティアの活動内容としていろいろあると思うのですが、どのようなことがあるか調べてみました。活動内容としては、大きく3つほど挙げられると聞きます。児童サービスとして、幼児や児童への読み聞かせなど。2つ目に障がい者サービスとして点字図書の作成など。そして3つ目に図書館内のサービスとして貸出業務などのカウンター対応などがあると聞きます。図書館ボランティアとして補助的業務にも就けるし、図書館運営にも貢献できると考えます。今後、本町もこの図書館ボランティアの仕組みを調査研究して取り入れる方向へ持って行って欲しいと考えます。

先日、町内の学校公開日があり、私は翔南幼稚園と翔南小学校に出向きました。小学校側の報告では、全国学力状況の調査からは素晴らしい成績だとのことでした。学習の基礎である読書を気持ちよく楽しめる環境であってこそ成績も高まると思います。町行政は、図書館ボランティアの参加を考えると、町内におられる読書好きのシニアにも目を向けて、今までに培ってこられた豊富な知識と経験を活用していただき、図書館運営にも期待できると考えます。行政には、質の高いものを目指して頑張ってもらいたいと思いますが、今一度その意気込みをお聞かせください。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 先ほど教育長からも答弁がありましたとおり、読み聞かせボランティアを今後予定しております。そのあと、図書館の整理とか補助業務へ広げて多面的な図書館のボランティアへつなげていければと思っており、図書館ボランティア活用について一歩一歩進めていければと考えております。

○議長 宮城清政君 3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 ぜひ頑張ってください。最後の4つ目、陸上競技場の芝生利用についてですが、ここで高齢者の福祉について少しだけ触れてみたいと思います。先月、南風原町の老人会主催によるグランドゴルフ大会があり、黄金森運動公園の競技場の芝生の上で盛大に行われました。私は記録係として参加しました。競技運営もスムーズにいき、参加者も大いに協議を楽しまれたものと思います。そこでこの協議に町議会、役場もチームを組んで、オブザーバーのかたちでもいいですので参加できないか提案します。ご検討いただけるか教えてください。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 同大会につきましては、年齢制限もございますことから、われわれ職員は60未満ということがありますが、それ以外にも町の各種団体のグランドゴルフ大会がございましてそれについては町当局、教育委員会も参加しています。そういった大会もあります。

○議長 宮城清政君 3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 もっとも該当者は何名かおられるのですがね。オブザーバーというのは、年齢は関係なくというところに逃げ道があるのでそのへんも活用してもいいと思いますよ。

さて、陸上競技場の芝生は、サッカーの名古屋グランパスキャンプの受入れをきっかけに整備なされたものでありますが、町民にはまだまだサッカーに特化した芝生で、サッカーのためにあるかの印象があります。そこで町役場や町議会が一緒になって高齢者の方々とグランドゴルフを興じるなどによって、陸上競技場の芝生は町民皆の共有物だとの認識をより強くしてもらえると考えます。高齢者がプレーするグランドゴルフに町長杯を創設しても良いと考えますが、それに関して町長の見解がおありであればお伺いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 陸上競技場フィールドの活用について、ありがとうございます。町民の皆さん方から景観上も素晴らしいと、陸上競技場周辺をウォーキングなさる方々からも景観、また暑い最中における癒しの場にもなっていると褒めの言葉を聞いております。以前はアスファルトの上に芝生が生えているような感じでしたが、今は本当に素晴ら

しい青々とした冬芝・夏芝で、暑い最中でも癒しをもたらすような状況になってきております。各種スポーツで青年、少年の皆さん方の町長杯を設けておりますが、議員の皆さん方にも老人会会員の方々がたくさんいらっしゃると思いますので、議員の皆さん方が1つのチームとしてプレーすること、字・自治会としてではなく議会議員チームとして老人会と話し合いをすることも大事かと痛感しております。シニアのスポーツ大会においてもいろいろ杯を設けておりますし、議員の皆さん方も賛同であればぜひ大きな大会にして、また老人会の中にはグランドゴルフのサークルもありますので、老人会の皆さん方が町長杯の要望があれば検討はしていきたいと思っております。ゲートボールは町長杯もあります。老人会、各種団体からの要望に応じていくような体制はとっているということをご理解をお願いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 どうもありがとうございました。町長ご自身も参加されて、強くなり過ぎてご自分で町長杯を取られたら困るのですけれどもね。以上で私の一般質問を終わります。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時48分）

再開（午後0時58分）

○議長 宮城清政君 再開します。それでは、通告書のとおり順次発言を許します。5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 それでは、午後の一般質問を進めていきたいと思っております。去った5月16日の火曜日に、第6回目となる議会報告会が開催されました。今回は、広報委員会の中で新たな企画ということで練りまして、また全員協議会等での賛同もいただき、事業者の協力も得ながら、イオン南風原店イベントホールで初めての開催となりました。現在、その成果を取りまとめていますけれども、おおむね町民の皆さんからは好評で、議会の姿勢や議員それぞれを身近に感じるとの感想もいただいているところであります。今回の報告会も他市町村ではあまり例のない挑戦と言えるものだったと思っておりますが、その背景にはいかに町民の視点に立って実施をするか、また伝えるだけではなく伝わるということを大事にするか、どうすればより町民の声を拾うことができるかという思いで開催したものであります。今後もその姿勢を大事に議会活動に私も努めていきたいと思っております。また、執行部の皆様におかれましても、この議場はインターネット中継をされていると同時に、後日録画配信も行われております。私たち議員に答えるだけではなく、私たちをとおして町

民の皆様にご回答をいただくということをお願いしまして質問に移ります。一問一答でいきますのでよろしくお願いいたします。

1点目に、家庭保育、認可外保育への支援強化をということで質問します。少子高齢化に向かう現在の社会において、言うまでもなく子育てはそれぞれの親だけではなく社会全体の問題です。本町においても、子ども医療費の窓口無料化や認可保育園の増園、また定員拡大など待ったなしの施策を進めていると評価しています。しかしながら、待機児童だけがクローズアップされるあまりに、家庭保育や認可外保育への支援が薄くなっているのでは中というような懸念もあります。もちろん、認可保育園の目的や入所にあたる優先度として、低所得者の方々や保育に欠ける状況を手当することを否定するものではありませんが、幼児を持つ親から認可保育園にはなかなか入れない代わりに親が代わりに面倒を見ている、そういった声も多数聞きます。認可保育園以外の子どもたちも大事な守られるべき、またサービスを受すべき本町の子どもであるという観点から、町民に説明をしていきたいと思っておりますので次のとおり質問します。また、別添資料を配布しています。この資料を活用して質問を進めていきたいと思っております。今回の質問の趣旨としては、認可保育園との対比の部分のみとしています。乳児健診はじめ全ての乳幼児が受ける事業について触れておりませんのでご理解をお願いします。

(1) 家庭保育の子ども、認可外保育園に通う本町の子どもは、それぞれ何人いるかお答えください。

(2) 家庭保育、認可外保育園に対する支援は、国・県・町それぞれどのような状況か。事業内容、予算額でお示しください。

(3) 家庭保育、認可保育園と認可外保育園を比べると、子どもに対する支援の差はないか。事業内容、予算額でお示しください。

(4) 家庭保育に対する支援も検討すべきではないかお答えください。

(5) 潜在的待機児童も含め認可外保育園の果たす役割は今後もあると考えます。認可保育園並みに支援強化すべきではないかお答えください。以上、お願いします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 では、質問事項1点目の家庭保育、認可外保育への支援強化(1)についてお答えします。平成29年4月1日現在で0歳児から5歳児の総人口は、3,397人で、認可外に通っている児童は358人、認可保育園や幼稚園に通っている児童が2,191人、残りの841人が家庭保育あるいは私立幼稚園に通う児童数と考えられます。

(2)についてお答えします。認可外保育園に関する支援は、認可外保育事業など8事業で2,837万8,000円となっています。そのうち4事業は国の補助事業、町単独事業が4事業となっています。また、家庭保育に対する支援は、国・県・町がそれぞれ3分の1を負

担して実施しております地域子育て支援拠点事業と一時保育事業で、2,764万5,000円。また、町社協の事業で子育てサロンを行っています。

(3) についてお答えします。町単独事業での支援を園児1人当たりで比較しますと、認可外保育園に対しては2万1,903円、認可保育園に対しましては8,724円となっています。

(4) についてお答えします。家庭保育を行っている保護者及び児童に対しては、本町の事業として子育て支援拠点事業、一時預かり事業、町社会福祉協議会の事業として子育てサロンを行っており、今後も継続して家庭保育に対する支援を行っていきたいと考えています。

(5) についてお答えします。認可保育園に関しては、保育士の配置や保育環境など一定の基準を満たしていることで公的な支援を行っています。今後も潜在的待機児童も含めた待機児童については、一定の基準を満たした施設にて解消を図ってまいります。認可外保育園の支援については、現行の事業を継続実施し支援をしてまいります。以上です。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 答弁ありがとうございます。では、1点目から一問一答でいきたいと思います。1問目の質問で、家庭保育の子ども、認可外保育園に通う本町の子どもとの状況ということでご答弁をいただきました。後ほど、お配りしている資料の数字の根拠ともなりますのでその内訳についても確認をしていきたいと思います。今、ご答弁の中で0歳から5歳までが3,397人で、認可外に通っている子どもが358人とお答えいただきました。答弁では認可保育園や幼稚園に通っている児童ということで2,191人といただいていますけれども、今回私がお配りした表では幼稚園は対象としておりませんので幼稚園の内訳を聞けば今回のこの表で対象になる幼児数が出てくると思います。そのへん、幼稚園の数についてお答えいただければと思います。

○議長 宮城清政君 0歳から5歳までの3,397人のうち、4歳児・5歳児で幼稚園に通っているお子さんが590人になります。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 ありがとうございます。590人ですとのご答弁でしたけれども、2,191人から590人を引いた数が私の表で言う対象になる人数になると考えますが、その数について教えていただければと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。認可の実数は1,601人となります。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 つまり、今、認可保育園に実際に通っている数が1,601人ということで、これも私が事前に調べた数字の根拠は『ハイさいよ～さん』から拾って、ここにも予測で1,502人と書いてありますけれども、『ハイさいよ～さん』時よりも弾力化も含めてかも知れませんが実際には1,600人あまりの方々が認可保育園に入れていると理解したいと思います。

次に、家庭保育、認可外保育に対する支援ということで、国・県それぞれの状況を答弁いただきました。答弁の中では主に認可外保育の事業補助金8事業と説明をされていますけれども、私が事前に『ハイさいよ～さん』で調べたところでいくと4事業となっておりますが、この8事業の内訳についても教えていただけますか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。まず、認可外保育園に対する事業として8事業ございますが、県の補助を受けての補助が4つございまして、これがまず認可外保育事業補助金、それから認可外保育園研修事業補助金、認可外保育園施設改修事業補助金、ひとり親家庭等認可外利用補助事業でございます。そして町が単独で実施しています4事業が、認可外保育園運営補助金、認可外保育園障害保険補助金、認可外保育園歯科検診補助金、町外認可外保育児童助成金。合わせてこの8つでございます。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 今質問している内容は、あとでこの表を今答弁のあったかたちで更新をして正しい表にしたい趣旨で質問をしていますので、もう1点、家庭保育に対する支援についてもここでは事業数まで答弁をいただいていませんけれども私が事前に調べたところで4事業ありますので、そこもいくつ事業があつて金額がいくらであるとお答えいただければと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 家庭保育に対する支援ですが、議員の資料によりますと4事業となっておりますが、今われわれが家庭保育に対する支援として予算を計上しているものは地域子育て支援拠点事業で1,800万4,000円、そして一時保育事業964万1,000円の2つで

ございます。これとは別に社協で実施しております子育てサロンも家庭保育に対する支援で合わせて3事業です。そしてその他にも家庭保育に対する支援としては、子育て中のお子さん全体的な支援にもなりはしますが、子育て支援新制度に基づいて子育て中の家庭支援として13事業が上げられておまして、その事業の中から一時保育事業、地域子育て支援拠点事業に取り組んでいます。乳幼児全戸訪問事業とかそういった別で取り組んでいる事業もございます。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 ありがとうございます。いろんな事業があると思いますが、今回は事業の中身について議論をするつもりはなくて、だいたいいくつの事業を実施していて金額的にはどれぐらいかという趣旨でご質問をしています。私が事前に出した表に入っている事業も入っていない事業もあるのではないかと思います。家庭保育では1から4までありますが、どれが入っていてどれが入っていないのか、要するにここに追加する事業がどれぐらいあるのか。認可外保育園でも同様にどの事業は今答弁の中であって、あるいはないのか。トータルして家庭保育として何事業あって総額いくらなのか、認可外保育で何事業あって総額いくらなのかをお答えいただければと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 まず、家庭保育事業で議員お示しの4点の中の②と③については、家庭保育のみではございませんで全世帯対象になります。家庭保育となりますと、一時保育事業、それから地域子育て支援拠点事業。これに先ほど申し上げました子育てサロン、実施主体が社協になりますので予算は町が計上しておりませんが、この子育てサロンがあります。

それから、認可外保育ではこの4事業であります、その中の①認可化移行支援事業というのは認可化へ移る施設を支援するものでございますのでこの部分は省いております、②③④について認可外保育園への事業として行っているということです。(●「事業数と金額を教えてください」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午後1時15分)

再開 (午後1時19分)

○議長 宮城清政君 再開します。民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。では、まず家庭保育のほうで一時保育事業が964万円、そして④地域子育て支援拠点事業が1,800万円、この2事業で2,764万円。それから、認可外保育園に関しましては、②の認可外保育園事業767万円、③の認可外保育園事業1,389万円、④のひとり親認可外利用料補助682万円で合計2,838万円。認可保育園に関しましては、認可保育園運営補助17億5,400万、認可保育園事業1,458万円でトータルして17億6,858万円となります。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 ありがとうございます。内訳についてご説明をいただきました。今、家庭保育、認可外保育園に対する支援の状況ということで、1つ目の家庭保育がこの表でいうと2つの事業プラス子育てサロンというのが社協で運営されていてトータルで2,764万。認可外保育園の事業がここでは②③④とありますけれども、その内訳も含めると8事業あり、それで2,838万円という現状をお知らせいただきました。

次にいきたいと思います。3点目に家庭保育と認可保育園、認可外保育園を比べると支援の差がないかということで現状をご答弁いただきました。答弁としては、町の単独事業に絞って、要するに町がいくら出しているかに絞って一人当たりの金額を出していただきました。認可外保育園に対して2万1,903円で、認可保育園に対しては8,724円。認可外保育に対して単独事業だけで言えば町がたくさん補てんをしていると言いますか、手当をしていることが分かって安心していると言いますか心強い思いをしておりますけれども、一方では総額ですとか当然国・県のお金も含めるとやはり国・県が薄く、町が財政負担をしている状況が浮き上がってくるのではないかと考えています。そのような理解でよろしいかどうか。町単独ではそういう補てんの仕方と言うか、手厚くしているといった姿勢であるのかどうか。国・県の助成では足りないからという視点が読み取れるわけですがけれども、そのような考え方でいいかお答えいただければと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 国の基準を満たしているということで認可保育園には国・県の補助が入っているわけでございまして、しかしながら認可外保育施設も子育て家庭の支援ということで子どもたちを預かっている施設ということで町としましてはこの認可外保育施設に対しても補助しているということでございます。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 次の質問にいけますけれども、私が今回この表で比較しているのは、認可保育園に対する支援に対して家庭保育、認可外がどうなっているかというところでありました。先ほど答弁の中で少し認可保育園の状況についても触れていただきましたけれども、改めて比較対照するために認可保育園の事業について重なるかも知れませんが、挙げられています8点の中でどの事業が適切と言いますか、先ほどのような内訳の考え方、②と④という内容だと思いますが、その内訳についても何事業でいくらぐらいなのかをお答えいただければと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 ②の認可保育園運営補助、17億5,400万円。それから④の認可保育園事業1,458万円。トータルで17億6,858万円となります。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 ありがとうございます。この17億あまりある中で、家庭保育と認可外保育ということで、ここでは家庭保育を言いたいわけですが、最初に伺った答弁からしますと家庭保育に関しては3事業2,764万円を対象人数が848人となりますので、1人当たりの金額で換算しますと3.26万円という数字が出てきます。更に認可外保育園のものも次に質問しますが、これも内訳を言うと2,838万円を対象人数の358人で割ると7.93万円となります。そして先ほどの答弁の中にあつた認可保育園に対する事業が②と④ということですけれども、これも答弁いただいたトータル17億6,000万円あまりを1,600人で割るわけですが、数字が当初の予定と違いますがこれは1人当たりいくらになるかお答えいただければと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 認可保育園ですと1人当たり110万円になります。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 ここで質問の趣旨ですね。家庭保育に対する支援を検討できないかということですが、当然、国・県のお金は入っている前提ですけれども、認可保育園では1人当たり110万円の予算がかけられている。これは当然、保護者の希望ではあると思いますが、3.26万円ということで30倍以上の金額差が現実はあるということです。そ

ういった観点では、町としてももう少し家庭保育に対しての手当を手厚くするような考え方はないかどうかお答えいただければと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 認可保育園の園児1人当たりに対する費用額を試算して110万円となりますが、これは当然、その施設規模、それから保育士の数など国のいろいろな基準を満たして、そういった施設に対して国が補助金を出すという国の制度に則った制度でありますのでそのような金額になるということです。議員おっしゃいますように、その金額と家庭保育との差ということでございますが、金額で言いますと確かに大きな差がございます。しかし、本町、家庭保育であろうが保育園に行っている子どもであろうが全て等しく子どもたちには支援していこうという考え方は、皆さん議員も同じでありまして、そういったことからまず医療費の現物給付等取り組んでいるわけでございます。国においても児童手当というものがございます。中学生以下の子どもたちを養育している家庭全てに児童手当が給付されるわけでございます。国、市町村もしっかり子どもたちを支援していくわけございまして、金額的な部分の比較でいきますとどうしても補助事業との差が出てきますが、ただ、町として子育て支援に関しましては南風原町子ども・子育て支援事業計画則ってしっかりと全ての子どもたちに支援を届けていく、子育てしやすいまち、安心して子どもを育てていけるまちとしてやっていこうということで事業をしております。質問にはございませんでしたが、養育支援事業とか他にもメニューがございます。そういった部分で、家庭でしっかり保育をされている方々の支援をしているということでご理解いただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 個別事業に関して質とか量とかそういうことは今回論ずるつもりはないのですけれども、現実として、また当然これは保護者の希望で保育園を希望されていないこともありますから、一概に手厚くしなさい、金額を増やしなさいというだけではないと理解しています。当然、ここに入っていない医療費の窓口無料とかそういったことに取り組んでいることも分かっています。ただ、僕としてはこの比較をした時に、数字としては約848人の皆さんが対象者としていることが分かりましたので、そういう方々の声、例えば一時保育の場所は3カ所あると思いますがこれを拡充するとか、その枠として予算がどれくらいかかるかよりもやはり安心してできるためにそういう趣旨の手厚くしていく考えはないか。今までやっていることは理解もしていますし評価もしています。そういう観点で考えていますが、今後検討ができないかどうか。考え方を検討できないか、そのへんをお答えいただければと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 考え方としましては先ほどの答弁と同じでございます。家庭保育をしている方々も皆さんしっかり子どもを育てていくために、安心して育てていくための支援ということでございます。ですから、議員おっしゃってました一時保育事業は3カ所しかないけれども拡充はどうかとか、そのあたりも常にわれわれ可能であれば増やしていきたい。ただ、現実、保育士の数が足りない、確保できなくて一時保育事業の拡充ができていない部分もございます。これはしっかり保育士が確保できればまた増えていく部分でもございます。実際、3カ所での一時保育ではございますが、その日その日で他の園で空きが出た場合の一時保育もございまして、これがプラス2園あります。そこを利用している方々もおられます。そこはその日その日の事情によりますが、臨機応変に対応しているということです。あとは社協が実施しております子育てサロンについても大変喜びの声と言いますか、利用されているお母さん方から評価を得ております。そのあたりも利用をもっと促して子育て中の悩みの相談とかそういった部分も充実させてしっかり子育て支援をしていきたいと考えています。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 質問の趣旨としては、今回質問を考えた際に認可保育園という光を当てるときに認可外保育園が対象としてある。でも家庭で保育している方々もいらっしゃることが制度としては見え難いのかという視点で質問しました。町としての考え方は、そういう人たちも当然含めて保育の手助けをしていく姿勢が分かりましたので、次の質問に移りたいと思います。

5点目の中で認可外保育園の支援強化ということで、潜在的待機児童というのがこの認可外の358名の中に入っています。当然、認可外を希望されて入っている方もいることは分かります。ただ、そこでも同じ観点として町単独事業としては一つ一つ手厚くしているにせよ金額では約10倍以上の差がある現実を踏まえて、認可外保育についても今後できる手当がないかどうか模索していただきたいと思いますがいかがお考えでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 われわれとしましては、認可外保育施設の役割は十分認識しております。ただ、現在、認可保育園の待機児童が6月1日現在で170名おります。まず認可保育園の待機児童の解消を最優先として取り組んでいきたい。そういった中で、町が可

能な認可外保育施設への支援等があればそれはそれで検討しながら進めていきたいと思いをします。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 先ほど前段にも申し上げましたけれども、認可保育園の拡充、待機児童の解消と言うのは、低所得の皆さんとか保育に欠ける皆さんが優先的に手当されるものですから当然それはやっていかなければいけないと思います。ただ、一方では今後も認可外保育園がなければ本町の保育を全て満たすことはできないことが現実としてあります。当然優先度とか限られた予算の中で違うと思いますけれども、現実はこれぐらい差があるということです。それから、答弁の中で私が最初に示した事業、これは『ハイさいよ～さん』に全部載っていますけれども、認可外保育園に対する認可化移行事業も受ける保育園に限られるので外しているという理解でこれも外しながら、認可保育園の中では8番目の保育所等の整備交付金4億あまり、これは新しい認可保育園を造るお金で、当然これも外しているわけですが、ただ、それだけ保育所の環境整備等にも初期投資のお金がかかるわけです。ちょっと前の子ども・子育て支援事業計画の中を見ても、27ページにあります、平成25年4月1日現在の認可外保育園数、ここでは12の施設がありますけれども、現在はここからかなり減っていると思います。これは認可に移行して、要するに条件整備を町が働きかけたり手助けをしたりして認可に移行できた園はいいと思いますけれども、一方では撤退したり運営の形態を変えたりというところもあるのではないのでしょうか。要するに、この12の認可外園に関しても町の保育をこれまで支えていただいていたという理解があるわけです。私たち総務民生常任委員会の中でも2年前の平成27年10月に認可外保育園園長会のお話し聞き取りもしました。そこで認可外保育園に対する手当が少し分かり辛いと言いますか、もう少し手当していただけないかというような要望もありながらこの2年間努力をされてきたと思います。しかしながら、今現在、認可保育園の数は少し減少してしまって、全部が認可化できればいいと思いますけれどもそうはならないと思いますので、今後も何らかの、今やっている単独では2万円あまり、倍以上の手当を町単独でやっているわけですから、今後もこの方々を支えるような施策も考えるべきではないかと思いをします。予算の範囲、優先順位はあると思いをしますが、そういう考え方でいいかお答えいただければと思いをします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 やはり財政状況を判断しながら、それぞれの事業の優先順位等ございますので、そういうものを見ながら、可能なものがあるのでしたら取り入れていくという考えでございます。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 先ほども申し上げ、答弁もいただきましたが、町単独で厚めに手当てをしている現状があります。町単独と言っても今の予算の優先順位を含めて非常に厳しいものがあります。ただ、町としては認可外保育園にも358名、約5分の1の人数が通われているその方々の支援を拡充していく必要があると僕は思います。そういったことで、町単独だけではなくて、国や県にも南風原町の現状を伝えながら、少しでもその拡充策を検討できないか要請することも必要ではないかと思いますがいかがお考えでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 そのような機会がありましたら、そういった要請もできるかと思えます。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 ありがとうございます。内訳の中で、そういう見方もあるというような視点で私も今回資料を作りましたので、今後も提案できるものは提案していきたいと申し上げて2点目に移りたいと思います。

2点目の質問です。企業誘致や立地に向けて地権者とのマッチングの状況はということです。平成27年6月定例会の一般質問で、私は、南風原町は将来どんなまちを目指すのかという質問をしました。その中で大型MICE施設や鉄軌道、新交通体系に関連し、町内の開発や企業誘致について質問したところ、企業立地マッチング説明会による情報収集をはじめ課題を検討し企業側が進出しやすいように努めるとの答弁がありました。その後の取組状況を確認したいので質問します。(1)平成27年度に行った地権者とのマッチングセミナーなどを踏まえ、現在の状況はどうかお答えください。(2)区画整理地内や南風原南北インター付近に更なる企業立地の可能性があるかお答えください。(3)企業誘致や立地を考えると、町域が狭く用途にも規制がある本町において、土地利用を促進するためには民間デベロッパーだけでなく行政の役割も大きいと考えます。今後どう取組かお答えください。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項2点目の企業誘致や立地に向けて地権者とのマッチングの状況(1)についてお答えします。平成27年度のマッチングセミナーについては、津嘉

山北土地区画整理地内の地権者を中心に津嘉山公民館で開催し、約130名の参加がありました。そのセミナーによる直接マッチングに結び付いたという話は今のところありませんが、実施したアンケートから土地活用に関して非常に関心が高いという結論を得ましたので、今後も機会があれば開催してまいりたいと考えています。

(2) についてお答えします。ご質問の企業立地の可能性については、本町も努力を進めているところでございます。面整備の進む土地区画整理地内については、地権者へのマッチングが図れるよう検討していきたいと考えています。しかし、南風原南北インター付近については、市街化調整区域であることから地区計画等による整備計画が求められております。北インターについては、今年度の区域区分の見直しにおいて市街化区域編入の要望を県に行いましたが、新市街地の編入であり、地区計画等による整備計画が求められております。インター付近の企業立地条件の整備については、企業誘致や地権者とのマッチングが行えるよう検討してまいります。

(3) についてお答えします。現在、企業の立地勧誘や土地利用については、企業や地権者等から誘致関連の話があるごとに相談を受け、県の担当所管を含め関係部署と協議を進めておりますが、一団の土地利用については、地区計画等による整備計画が求められていることから、土地利用を十分活かせるよう今後の取組方法について検討してまいります。以上であります。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 それでは再質問をしたいと思います。2年前の質問で申し訳ないのですが、130名の参加があったとご答弁をいただきました。この130名というのは、地権者ですか業者ですか、それとも総数でこれだけだったのか。地権者が何人いらっしゃって、マッチングですから企業がどれぐらいいらっしゃったのかその内容を教えていただけたらと思います。

○議長 宮城清政君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城郡浩君 きちんとした数値は覚えていないのですが、基本的に区画整理区域内の全地主に対して通知を行いました。ここで130名と答えていますのは、実際に席に着いて最後まで聞かれた方です。出たり入ったりした延べで数えましてもっといたのかも知れません。130名というのは地権者で、その土地を所有しているか、何らかのかたちで土地に関係を持たれている方だと考えています。この中で説明していましたが、土地利用に関するマッチングですので、地権者が主だったと認識しております。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 説明の中で企業立地のマッチング説明会というタイトルでしたので、僕のイメージとしては用途の説明と言うよりも進出したい企業があって、そこに対して住民の皆さんが居るというイメージだったのですけれども、そういうことではなくてどういう説明会だったのか教えていただければと思います。

○議長 宮城清政君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城郡浩君 区画整理区域内と507号バイパス沿いの地主さん含めて説明を申し上げているのですけれども、もともと多くの地主さんが農家だったということもありますので、農用地でありますとか市街化調整区域、そういったものの区分、違いについて説明申し上げるのがまず必要だろうということでその説明を申し上げております。もう1つが、あらかじめ企業の経営者、経営的感覚を最初からお持ちの方であれば、その土地の利活用についていろんなことを計画されると思うのですけれども、そういった計画について困惑されていることも考えられるということで、その土地利用について今後どういふふうな考え方を持っていけばいいかその用途、皆さんの土地がどういったものが建築できるということについてのお話しです。更にもう1つ、区画整理区域内については、ハウスメーカーさんが相続対策ということでアパート等いろんなお話をされているということがありましたので、アパートだけではなくて別の用途についても建築ができますと、経営的な考え方であればアパート以外の事業所も建築することができますというお話しです。その中で、今回説明いただいたデベロッパーさん含めて、南風原町の中ではマッチングの用意がありますというふうな説明会でした。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 詳しくご説明いただき、ありがとうございました。やはり土地利用ですから、地権者の皆さんがある程度どういうことができるのか、どういう希望が持てるのか細かく丁寧に説明する必要があると思います。そういった中で、今説明のあったような非常に意義のある事業だと思いますけれども、ここでもアンケートの中から非常に関心が高いというようなご答弁があるわけで、地権者の皆さんの反応ですとか、また今回マッチングに至っていないということですのでけれどもどういった実績が得られたと町行政として考えられるかお答えいただけたらと思います。

○議長 宮城清政君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城郡浩君 産業振興課としましては、いくつかのプロジェクトとしての方向性があるのですけれども、まず1つは面整備の進んでいる区画整理区域内について企業誘致という中でも製造業、第3産業を含む部分については早急にその対策を打たないと、小さい土地しか持っていない方と大きな土地を持っている方の土地利用のアンバランスが発生してしまうことが見えています。まず、そういった受け皿があることを知っていただくということで、商工会含めて役場にはご相談を受ける窓口がありますとご説明申し上げます。成果としては、区画整理区域内の地権者の中には、区画整理係のほうに結構ご訪問いただいているようです。ただ、直接的に事業所へのご相談をどうしたかというところの調査まではしていませんので詳しく把握しておりませんが、われわれの考える限りではご相談に行くタイミングとか、精神的にも行きやすくなったであろうと考えています。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 これから更に進めていく必要があると今の答弁からも感じるわけですが、質問したのが平成27年度の取組でした。28年、29年と続いているわけで、そのへんの実施しているとかまだ実施していないとか、こういう検討を行っているというようなことも含めて、現在どのような状況にあるか、また考えているかご答弁いただけたらと思います。

○議長 宮城清政君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城郡浩君 議員さん方の27年の質問で、同じように市街化調整区域内のインターチェンジ付近での質問、それから未利用地、既存施設移転跡の用地についての質問も同時にあったと認識しています。行政の1つの課題としてそういったところへの企業誘致がどうかという話もありましたので、われわれとしてはそういった所への優先的な土地利用のプランを早急に立てるということと、その地主さん含めてどういった方法が土地利用にあるかというような話合い等々をこれまで進めてまいりました。国・県含めてそのへんの下準備に少し時間を費やしまして、また今後機会を見まして区画整理区域内への先ほどのマッチングのようなことを実施してまいりたいと考えています。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 ありがとうございます。非常に大事なことだと思いますので、今後の展開に期待したいと思います。

更なる企業立地の可能性ということで、土地利用計画などが必要になってくるというようなご答弁をいただいています。土地利用の前段としては、やはり地権者の意向等を聞き取ったり調べたりすることが非常に重要なことではないかと理解しています。そのような考え方で、先ほどのマッチングに似たようなものになるのかも知れませんが、地権者の要望を聞き取る機会、確認するような状況があるのか、またそのような計画があるのかお伺いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 以前に国道507号バイパスの北側と言いますか、向こうについては2、3年前に地権者の意向調査を行っております。ファーマーズ方面の南側がまだ地権者の意向確認がされておきませんので、地権者名簿を作って意向を確認していく予定をしております。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 ありがとうございます。先ほどは区画整理地内についてマッチング説明会を行ってそういう成果が表れたと、もう一方では南インター、北インターということで今後開発が期待される特に新しいMICE施設だったり鉄軌道も予想され次々と求められ、行政の役割は非常に大きくなっていくのかと思います。また私の考えとしては、507号バイパスだけではなくて、本道の507号沿いなども那覇側は道路拡張などもしていますがその南側について路線の開発がないこともありますけれども店舗やアパートなどの老朽化した既存施設もあるのではないかと思います。そういった意味では、優先順位、早急にやらなければいけない所はあるにせよ、町内ではそういうことを求める声と言いますか地権者の皆さんがたくさんいらっしゃるのではないかと考えます。

(3)に移りますが、そこではやはり民間の力も非常に大きいとは思いますが、繰り返し行政の役割も大きいと思います。答弁では土地利用計画の見直しも必要だとあり、それはもちろん理解していますが、そういった地権者の声を聞き取ることがいろんな地域で必要ではないかと思いますが、それについてはいかががお考えかお答えいただければと思います。

○議長 宮城清政君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城郡浩君 ご指摘のとおりであると考えています。今、507号沿いの既存の工業地域ですか、それから住宅地に混在している企業さんが地区外に出ていくということもあって、誘致ではなくて立地先をどうするかについても取り組んでおります。こ

ちらでは通り会等と話し合いを昨年度から何度か持ちまして、中小企業振興条例も作りましたことから、事業所がどういったことを望んでいるかということで、懇談会、意見交換会を進めております。今後は、もう少し細かい調査をしていきたいと考えてはいるのですが、そこは今、係と計画を進めているところです。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 ご答弁、ありがとうございます。認識は同じだと理解はしています。非常に細かい作業にもなりますし、なかなか結果が見え難いこともありますけれども、それを地権者の皆さんにどういうふうに見せていくか、知らせていくか、または取り組んでいくかが必要だと思います。その調査するものについても、一つの事業としてと言いますか、予算書だとか『ハイさいよ〜さん』も含めて見えるかたちでやる必要があると考えますけれども、その点はどういうふうに取り組んでいくか検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城郡浩君 ぜひそうさせていただきたいと思います。こちらでは具体的にどういった取組をしていくか近隣市町村にもいろいろ調査をして、直接的に地主さん一人一人から意見を聞くことは時間的限界があるものですから、別の手法を設けてやりたいということで、そこに掛かる費用についても財政と相談してまいりたいと思います。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 ありがとうございます。放っておけば民間のデベロッパーも必死でやると思いますけれども、やはりそこに行政が調査を依頼するとか事業を委託するとかそういった主体的動きも必要だと思って質問をしております。今後も取組を進めていただけたらと思います。

では、3点目の質問にいきたいと思います。『ハイさいよ〜さん』の改正点はというところであります。今回、『ハイさいよ〜さん』を私もいろいろ活用させていただきましたけれども、今年度発行されました。(1)平成29年度『ハイさいよ〜さん』が発行されました。今年度分かりやすくした改正した点はどこかお答えください。(2)町の財政状況、特に町債の記載部分を改善していただいた点を評価しております。意図と内容をお知らせください。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項3点目、『ハイさいよ～さん』の改正点(1)についてお答えします。今年度の『ハイさいよ～さん』でより分かりやすく追加した新たな資料としては、163ページの「会計別町債残高推移表」、168ページの「町民1人当たりの借金額推移表」、169ページの「町債残高における交付税措置状況一覧表」、そして171ページ「町民1人当たりの貯金額及び借金額推移」の表となっています。

(2)についてお答えします。新たに追加した表の内容は、163ページの「会計別町債残高推移表」が過去5年間の会計別町債残高の推移、168ページの「町民1人当たりの借金額推移表」の2つの表が今年度町債残高を同年度末人口1人当たりに換算し、交付税措置の有無を別々の表にしたもの、169ページの「町債残高における交付税措置状況一覧表」は、全会計町債残高を交付税措置有無に分けた過去5年間の推移、そして171ページ「町民1人当たりの貯金額及び借金額推移」は、各年度町債残高と基金残高を同年度末人口の1人当たりに換算し、過去5年間の推移を表現しました。その意図は、起債総額を交付税措置の有無に分けて表現をしたものと町債と基金を町民1人当たりの借金と預金とし、より分かりやすく表現することを心がけました。今後とも町民の皆様からのご意見を取り入れ改善を重ねよりよい資料づくりに努めてまいります。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 ありがとうございます。2点、答弁をいただきました。私もこれまで特に町債の表記について質問をしてきたところ、4ページにもわたってだいぶ追加していただきました。これは本当にありがたいと思います。ちょっと細かい質問になりますけれども、171ページの町民1人当たりの貯金額及び借金額の推移ということで、これが非常に分かりやすいかと思うのですけれども、これに単位が入っていないのです。単位を教えてくださいませんか。

○議長 宮城清政君 総務部長。ご指摘のとおりでございます、これは単位が「万」になります。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 その趣旨では、今言った表が一目で見て分かりやすい表記ではあると思いますけれども、私もこれまで借金時計を含め一目で分かる仕組みが必要ではないかということで提案をしてきました。これが一目で分かると言えばそうかも知れないのですけれども、やはりこれだけ膨大なページに埋もれてしまうという懸念もありますので、町

行政として『ハイさいよ～さん』だけではなくて、どういうふうに財政状況を見せるのかについても引き続きご検討をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 今回もわれわれとしてはより分かりやすくやったつもりですが、どうしても、はっきり申し上げて難しいと言いますか、われわれは仕事でやっておりますので理解できるのですが、これをどのように伝えるかはもっと工夫が必要だと理解しております。ですから、この『ハイさいよ～さん』の紙面だけではなく、他の場所、ケースでも分かりやすく表現するのかを研究しながらいきたいと思っております。以上です。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 どちらにせよ、一歩も二歩も進んだと評価していますので、これからもよろしく申し上げます。以上で終わります。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後2時04分）

再開（午後2時15分）

○議長 宮城清政君 再開します。通告書のとおり順次発言を許します。1番 知念富信議員。

[知念富信議員 登壇]

○1番 知念富信君 では、一般質問を行いたいと思っております。質問が3点ありますので、よろしくお願いいたします。まず1点目に、最低制限価格の上限撤廃を問うということで質問を3点上げております。(1)最低制限価格の上限撤廃を導入した経緯を問う。(2)入札前の予定価格が公表されないと行政からの漏えいが懸念される。どのような対策を取っているか。(3)入札全般適応する考えか。

2. 与那原町、西原町に建設されるMICE施設への交通アクセスについて問う(1)南風原北インターチェンジからMICE施設への交通アクセスはどのような計画になっているか。(2)国道329号のMICE施設へのアクセスはどうなっているか。(3)南風原バイパス、与那原バイパスの工事進捗状況を問う。

3. 津嘉山公園のパークゴルフ場を問う(1)津嘉山パークゴルフ場の運営計画はどのように考えているか。(2)パークゴルフ場は9ホールとの説明があったが、18ホールに

できないかと町民の要望がある。計画変更できないか。(3) パークゴルフ場の用具等を置く管理棟も設置予定がありますか。以上です。よろしくお願いします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 では、質問事項1点目の最低制限価格の上限撤廃を問う(1)についてお答えします。設計価格の事前公表により、入札価格が同額の入札者のくじ引きによる落札等が増加する結果となったことやダンピング受注を防止するため最低制限価格の範囲及び計算方法については適切に見直しを行うよう国から繰り返し要請があります。平成28年3月に沖縄県が最低制限価格の上限を撤廃したことから、多くの県内市町村で上限撤廃となっております。本町においても県に準じ、平成29年4月から上限を撤廃したものであります。

(2)についてお答えします。予定価格の入札後公表への改定により、入札前の予定価格、設計価格の秘密保持が求められること、秘密漏えいが罪になることなど工事等担当職員に周知しております。また、担当部署へ業者の執務室への入室制限については貼紙等により周知しております。

(3)についてお答えします。最低制限価格の設定については、設計価格が2,500万円以上の工事を対象としております。それ以下については、適応はしません。

質問事項2点目、与那原・西原町に建設されるMICE施設への交通アクセスについて(1)と(2)は関連しますので一括してお答えします。南風原北インターチェンジからMICE施設への交通アクセスについては、現在整備中である与那原バイパスが平成31年に暫定2車線開通予定となっております。国道329号のMICE施設へのアクセス計画については、現道の国道329号から南風原北インターチェンジへの利用になります。

(3)についてお答えします。南風原バイパスの進捗状況については、平成29年度末時点の用地進捗率が

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩(午後2時21分)

再開(午後2時21分)

○議長 宮城清政君 再開します。

○副町長 国吉真章君 失礼しました。南風原バイパスの進捗状況については、平成29年3月末時点で用地取得率が約98パーセント、事業費進捗率で42パーセントであります。与那原バイパスにおいては、平成29年3月末時点で用地進捗率が約98パーセント、事業費進捗率で62パーセントとなっております。両バイパスとも平成30年度には暫定2車線で完成す

る見込みとなっており、平成31年には側道部分の暫定供用開始が行われると見込まれております。

質問事項3点目、津嘉山公園のパークゴルフ場を問う(1)についてお答えします。津嘉山公園の広場及びパークゴルフ場予定敷地付近は、現在、残土処理を行っており、今年度から施設の整備を予定しております。現在、パークゴルフ場の運営計画をまだ行っていないことから、パークゴルフ場の整備完了までに関係部署と協議を行い、運営計画を定めていきたいと考えています。

(2)についてお答えします。津嘉山公園の敷地面積は、約2.6ヘクタールで、主な施設としてパークゴルフ場、遊具広場、多目的広場、駐車場等があり、現計画では利用可能敷地箇所でもパークゴルフ場の敷地面積が半分以上となっております。仮にパークゴルフ場を18ホールにしますと、他の施設の規模縮小やパークゴルフ場の各コースの距離を短くしなければならないことから、現計画である9ホールのスタート地点の位置を変えて2回まわることで18ホールとして進めてまいります。

(3)についてお答えします。今年度、管理棟の実施設設計を行い、来年度施設工事を予定しております。以上です。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 どうもありがとうございました。では、再質問をしたいと思います。最低制限価格の上限撤廃が導入されておりますけれども、これは建設工事全般に適用する予定ですか。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩(午後2時24分)

再開(午後2時24分)

○議長 宮城清政君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 入札全般に適用するかでございますけれども、これについては2,500万円以上の建設工事に適用するものであります。土木工事、建築工事も含まれるということですね。管工事とか全部含まれます。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 このあいだ教育委員会関係である北丘小学校西側避難通路の整備工事で適用されましたけれども、その中で予算超過が2社あって、失格が4社あるという結果になっておりました。それをされた場合、積算に長けた業者が落札する率が高くなるわ

けです。地元業者、町内業者優先とされてはいますけれども、やはり従業員を多く抱えている業者が積算に長けている状況が結構ありますのでそういう所の落札率が高くなるのではないかという地元からの反発があるのです。当局はどう思っていますか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 今回の最低制限価格の上限撤廃を導入した経緯については、以前に県で調査した結果、4割が赤字だというようなことがあって上限撤廃の動きになってきております。これが本来の競争かと思っています。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 設計価格が公表されていた状況が長い間ありましたよね。それが公表されなくなって最低制限価格の上限も撤廃する状況にあります。その予定価格を公表してお互い積算を組んで入札に応じていたのが、それが今は公表されず各社独自で見積もり積算をして入札に応じている状況です。それで予定価格超過もありますし失格となるという、ある面で弊害も出てきているわけです。絶えず積算をしなければいけないとなって、これまでは予定価格を見てこれでいこうとか、今回は遠慮しようかということができたものを、最初から全て積算をしなければいけなくなって労力が要るわけです。それが建設業の中では非常に懸念されているところでもあります。県に準じて町も採用している状況でありますけれども、これが全ての工事となった場合、建設業は今職員も足りない中、絶えず積算に追われる状況となるのです。それが果たしていいのかどうか分かりませんが、町村に採用されるのはいかななものかと私は思うのですが、また建設業者からも懸念の声が上がっています。ですから、工事全般にではなく、工事の種類によって、適宜公表したりだとかどのようにするかは分かりませんが、検討する余地はあるのではないかと思いますか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 現在、最低制限価格の撤廃は15機関、予定価格の事後公表が国・県含めて17機関ということで、市単位、町単位もそういう状況になってきております。そして、積算につきましても歩掛等も公表されていますし、ソフトも販売されております。そういうことからしても、他の市町村でもそのようにやっているわけですので、当然この積算能力は上がってくるものかと思っています。国が事後公表しなさいという強い通知が来ておりますのは、こういった積算をしなくなったことによる弊害が出てきているということがあってであります。今後、業者もわれわれの積算に近づいてくるものかと

思っております。企業の皆さんも努力が必要かと思っておりますので、そのようにやっていきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 工事指名をして、業者を入札に付すわけでありましてけれども、その最低制限価格が事後公表であります設定されますよね。それで落札者が決まる状況でありますので、その最低制限価格を決定する当事者は誰なのですか。全体の会議でやるのか、例えば町長、副町長、三役あたりがこの物件について最低制限価格はこれでいこうというように決めるのか、どういう感じでしょうか。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 5,000万円以上については私がやっています。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 北丘小学校の工事では、超過も2社ありましたし、失格も4社も出て、歩掛を適用するのだけれども、各社積算がばらばらになってなかなかそれに到達していない感じが結構出て来るわけです。公表されない入札になりますのでそれが予定価格より超過しているとなった場合の対応としては、その業者を替えて再度入札に付すのか。そこはどういう感じに思っていますか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 予定価格に達しない場合がありますけれども、3回までは再入札をやろうという考えを持っております。それでも落札しなければ、入替えというような考えを持っております。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 分かりました。では、(2)にいきたいと思います。やはり予定価格は公表されないとなりますと、どうしても業者のほうで職員に寄り添ってくると、それが漏えいに結び付くのではないかと懸念されるところであります。そこは担当職員に周知していると回答をいただいておりますけれども、そのきちんとしたマニュアルみたいなもの

のはあるのですか。ただ口頭での説明ですか。それともマニュアルをもってやっていますか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 今回の最低制限価格上限の撤廃あるいは予定価格の事後公表については、職員を集めてこの内容説明を行っております。その中で、秘密の漏えいについては、予定価格だけではなく個人情報であれ何であれ秘密漏えいは懲罰委員会事項となりますので、職員にはその旨話しはしております。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 分かりました。職員にも漏えい等ないように徹底してやっていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。では(3)にいきたいと思っております。

2,500万円以上の工事に最低制限価格を設定すると、2,500万円以下の工事には適用しませんとありますけれども、この2,500万円以下というのは、町のクラスではどのクラスになるのですか。A B C D Eの4段階の中でどのクラスになりますか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 ランクで言えば、土木工事でBランクです。そして建築もBランクとなっております。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 Bランク以下の業者に適用しませんとなっておりますけれども、その予定価格の公表もそのBランク以下に公表しないということによろしいのですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 Bランク以下にも事後公表となります。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 予定価格を公表しないと回答をいただいておりますけれども、ランクがCとかDのクラスになりますと代表1人が設計から工事から全部やっていますよね。

その中で設計価格も公表されないで積算を自分でやるとなると、大変厳しいと思うのですが、そのあたりは公表してもいいのではないですか。どうですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 公平性を保つためにも、これは区別するわけにはいかないと思いますので、Bランク以下Cランクにも同じように適用となります。当然、1,000万円とか2,000万円未満ですので、特殊工事等はあまりないですから積算についてはそんなに大きな問題はないかと思っています。そういうことで、特に区別する予定はございません。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 今年度から施行を始めたばかりですので、様子を見て、業者の意見も聞いて適用をして欲しいと思いますのでひとつよろしくお願いします。

では2番の質問にいきたいと思います。南風原北インターチェンジからMICE施設への交通アクセスはどのような計画になっているか質問をしております。その南風原北インターから下りて行ってその南風原・与那原のバイパスからMICE施設には行くと思うのですが、北インターから下りて行ったら329号にぶつかりまして、バイパスへ行くのに今のところ1車線しかないのですよね。例えばMICE施設が完成した暁には、ものすごく混むことは誰が見ても想定されるのですけれども、そのような回答しか県はやっていないのですか。もう一度答弁をお願いします。

○議長 宮城清政君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 この道路の整備につきましては、インター周辺ということではなくて、実は今年の5月17日に県土木建築部と市町村との行政懇談会がございましたけれども、その要望の中でも喜屋武の宜野湾・南風原線との交差点から那覇市の石嶺方面に向けての幹線道路の整備をお願いしたいと、これは那覇の内環状線の渋滞あるいは那覇・南部からの首里城近辺へのアクセスの向上、今は環状線が大変混みますのでその外側から回す道路が必要ではないかと、うちのほうから提案をしております。その中でまたMICEとか南城市からの南部東道路の整備とか、そういうこの辺の交通アクセスが重要になるのではないかとということで要望を上げさせてもらっていますけれども、県としては現在整備している道路の整備を考えながら、これからの交通網の状況を勘案して検討していきたいというような回答に留まっております。国道としましても、僕らはすでにここが渋滞しているということで要望を上げていまして、国道としても渋滞の認識はしていま

す。けれども、今回、この質問に関しての問合せもしましたが、国道としてもこれからの周辺の開発状況とか交通状況を勘案して検討していきたいというような回答に留まっております。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 県の答弁がなかなかはっきりしない、計画もまだ白紙の状態であるような回答で残念でありますけれども、MICE施設は平成31年9月完成予定と新聞でも大々的に報道されている状況であります。この大型MICE施設が完成しますと、4万平米の敷地を確保しておりますのでそれだけ大勢の集客があるわけです。そこに交通アクセスが全然整っていないという今の状況、高速道路、329号もできていない状況です。南風原バイパス、与那原バイパスにおいても31年の暫定2車線の予定となっております。この暫定2車線は開通予定となっておりますが、用地は98パーセントとなっておりますし、あとは工事を進めるだけのことだと思うのですが、南風原がまだまだ42パーセント、与那原が62パーセントであるとなっている状況です。この暫定2車線をもっと早めるということを南部国道事務所に要請はできませんか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 南風原バイパス、与那原バイパス整備の促進についてですけれども、南部国道事務所、そして南風原町、南風原町の両バイパスに接する自治会との調整会議が年に2回ありますので、その際には要請していきたいと思っております。南部国道事務所としてもMICEの供用開始に向けて鋭意努力しているような状況であります。ただ、用地が難航して、特に与那原バイパスの南風原区間においては2筆が未解決であると、1件についてはほぼ目途がついたということで、あと1件について強制収容と言いますかそういうことも準備中ということがあって、おそらくは今年度、計画では今年度中で工事発注となっておりますので、国道さんもそのように進めていくものだと認識しております。また、会議においてもそういう要望をしていきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 ぜひがんばって早めに工事が完了することを願っております。それで、この国道329号は、LRTを那覇から与那原まで運行させようということで、南風原町は中間点ではありますが一生懸命勉強しているところであります。しかし、このLRTが那覇から与那原まで行くだろうという想定でやっていますが、県としてはそこが

全然計画に入っていないという情報もあって、そこはどのように県は考えている状況ですか。分かる範囲でお願いします。

○議長 宮城清政君 総務課長。

○総務課長 儀間博嗣君 新たな公共交通に関する勉強会という名称で与那原町を中心に南風原町、那覇市、そして平成26年度からは西原町が加わりまして勉強会を行っております。そこでLRTというキーワードはよく出てくるのですが、それを念頭にということで進んでいるわけではないです。また、県においてもそのLRTを念頭に計画を進めているわけではなくて、今後のMICEの整備状況あるいは交通の状況を鑑みながらその新たな交通体系について検討していくという段階です。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 施設はあと3年で完成すると県は描いているところでありますけれども、この道路が白紙状態で全然決まっていないという感じで、もし箱を県が決定して完成したあと、後追いで道路はいくのかとなつては、交通混雑が起きますので南風原町民は不利益を被ることになると大変危惧されるところであります。商工会が8月9日から台湾に行きますが、LRT視察も入っている状況で町民もこのLRTに関心を持っているところであります。それでも県はどれを採用するのか決めていない状況で懸念されるところであります。駐車場も2,000台を確保するという計画になっていますので、やはり道路網を確立しなければ話は進まないのではないかと思いますので、県にはよろしくお願ひしたいと思います。では、次にいきます。

南風原バイパス、与那原バイパス工事の進捗状況を問うと質問した中、29年度3月末時点で用地の進捗状況が98パーセント、事業費の進捗率が42パーセント、与那原バイパスが29年3月末の用地進捗率が98パーセント、事業進捗率62パーセントとなっているとあり、両方とも30年には暫定2車線が開通するとなっています。平成31年に側道部分の暫定供用が見込まれるという答弁がありますが、これはどの部分を指していますか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 暫定2車線の供用開始については、南風原バイパス、与那原バイパスの両バイパスとも暫定供用となっています。新川交差点からMICEのほうまでということですね。側道が完成するという事です。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 側道部分が南風原の新川から与那原まで31年には完成するという回答ですね。分かりました。

質問3の津嘉山のパークゴルフ場の運営計画はどのように考えているかと質問をいたしましたら、今年度から施設の整備を予定しておりますと回答をいただいております。この施設は、どの部分から始める予定ですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 今年度は、津嘉山公園の駐車場部分の工事を予定しております。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 分かりました。駐車場から始める計画になっているわけですね。その運営計画は、パークゴルフ場とか多目的広場とか利用も含めてあると思いますけれども、どの部分を徴収する予定で運営計画の中に入っていますか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 パークゴルフ場については、当然有料になると思います。多目的広場の利用なども運営については有料ですので含めて貸出しについても調整していきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 この多目的広場は、面積として小さいと前に説明がありましたけれども、これも料金を徴収するぐらいの価値はありますか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 多目的広場ということで有料になるかと思っておりますので、料金的なものは今後調整していきたいと思っております。他の公園でも取っていると思いますので。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 多目的広場は、45メートル画でしたよね。野球もできないぐらいじゃないですか。45メートル×45メートルだったらソフトボールぐらいじゃないですか。利用者からすれば何ができますか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 一般的な利用であれば当然無料と言うのですかね。ただ、専有してイベントをやるとかとなった場合は有料となります。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 分かりました。(2)にいきます。そのパークゴルフ場は、9ホールとの説明がありまして、面積も2.6ヘクタールでその半分以上をこのパークゴルフ場として予定していますと説明をいただいておりますが、9ホールを2回まわるとなった場合、飽きがこないように相当なセッティングをしなければまわろうという気持ちにならないと思うのです。そういう意味ではどういう計画をしていますか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 9ホールの2回まわるということで予定をしております。そして、ティーグラウンドと言いますか、その位置を変えるということによる変化があるということと、またそのコース途中で山を作ることによってだいぶ変化が出るかと思っておりますので、このへんはまた工夫していきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 町民、各字単位とかいろんなコンペをやる場合、9ホールでショットガン方式とかやりますよね。何十名か来た場合は、各ホールに配置して一斉にスタートするかたちでやりますけれども、それでやっても9ホールでは36名ぐらいでしかできない。それで後ろにいたら混雑するからできない状況にあります。それが18ホールあればある程度の団体はスムーズにできるのですが、9ホールでは団体ではできないということがあるのです。例えば100名ぐらいの団体でパークゴルフをやりましようとなったら、後ろにずっと待っている状況でずっと混みますからね。これでは別の市町村に行こうかとならざるを得ないと思うのです。そこはできるだけ18ホールにしてもらいたいのですが、それでもやはり9ホールでいきますか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 確かに、議員さんおっしゃるように18ホールにしたほうが利用度も高まると思いますけれども、限られた面積の中でホールを取るとなるとやはり9ホールが限度であって、18ホール取るとなると駐車場も全部、全面積をこのパークゴルフ場に使うかたちになります。それからしますと、利用者、幼児やこども広場とか遊具を置いた広場も必要ですので、どうしても限られた面積の範囲内においては9ホールしか取れないというのが現状でございます。そういうことで、その中で利用していただきたいということでございます。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 オープンしてからの楽しみですね。その津嘉山公園は都市公園だと思いますけれども、都市公園には駐車場は何台ぐらいという制約がありますよね。その津嘉山公園は、その駐車場を何台ぐらい予定していますか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 駐車場の台数が34台分ということで、今、コンビニがある所に24台、そしてバイパス沿いに10台となっております。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 分かりました。34台ということで、ある程度確保されていますので、町民の憩いの公園であるかと思っております。よろしくお願ひします。では、3番にいきたいと思います。

そこに用具等を置く管理棟も設置予定かと伺いましたら、今年度を実施設計を行い来年度に施設工事を予定していると回答をいただいておりますけれども、この津嘉山公園のオープンはいつごろを予定していますか。

○議長 宮城清政君 都市整備課長。

○都市整備課長 桃原正善君 それでは、今の件でお答えします。津嘉山公園の事業計画では、平成30年を予定していましたが、事業費の圧縮などがございまして、今のところ31年か32年ごろになると想定しております。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 津嘉山公園は皆さんが関心を持って見ているので、早めにオープンして欲しいと思います。31年か32年かまだ分からない状況でありますので、早めにオープンしてください。

管理棟の設置はやるとなっていますけれども、そこには嘱託員を置いて管理をするのですか。どういう予定をされていますか。

○議長 宮城清政君 都市整備課長。

○都市整備課長 桃原正善君 それに関しましても、今後、運営計画の中で定めていきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

○議長 宮城清政君 1番 知念富信議員。

○1番 知念富信君 分かりました。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長 宮城清政君 以上で本日の日程は全部終了しました。本日は、これにて散会します。お疲れ様でした。

散会（午後3時02分）